主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人黒田喜蔵の上告理由について。

原審が上告人A1の本件建物についての占有が、被上告人に対する関係において、 正当の権原によるものであることを否定しているのであるから、被上告人と訴外D 株式会社との賃貸借の有無にかかわらず、同上告人は不法占有に基く損害賠償義務 あること明らかである(最高裁昭和三三年(オ)第五一八号同三五年九月二〇日第 三小法廷判決参照)。また、論旨は、上告人A2についての上告理由となりえない ことは、それ自体明白である。されば、論旨は採用しがたい。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

;	裁判長裁判官	藤	田	八	郎
	裁判官	池	田		克
	裁判官	河	村	大	助
	裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	ılı	Ħ	作 之	日力